

保育認定を受けた子どもの保育料基準額(月額)

現行の費用徴収基準(国)

階層区分	費用徴収基準	
	3歳未満児	3歳以上児
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
③市民税課税世帯	19,500円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	80,000円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	104,000円	101,000円

(平成27年4月1日から適用)

利用者負担額(国基準)

階層区分	利用者負担額(国基準)			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③市民税課税世帯	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④市民税所得割額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤市民税所得割額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥市民税所得割額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦市民税所得割額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧市民税所得割額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

※ 保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間を受けた子どもの
△1.7%を基本としている。

現行の保育料基準額(市)

階層区分			保育料基準額	
			3歳未満児	3歳以上児
①	A	生活保護世帯	0円	0円
②	B	市民税非課税世帯	5,000円	4,000円
		※	0円	0円
③	C	市民税課税世帯	12,000円	10,000円
		※	11,000円	9,000円
④	D1	所得税額 20,000円未満	18,000円	15,000円
	D2	所得税額 20,000円以上 40,000円未満	24,000円	22,000円
⑤	D3	所得税額 40,000円以上 71,500円未満	30,000円	25,000円
	D4	所得税額 71,500円以上 103,000円未満	36,000円	26,000円
⑥	D5	所得税額 103,000円以上 258,000円未満	43,000円	27,000円
	D6	所得税額 258,000円以上 413,000円未満	47,000円	28,000円
⑦	D7	所得税額 413,000円以上	51,000円	29,000円

(平成27年4月1日から適用)

保育料基準額(市)案

階層区分			利用者負担額(市基準)			
			3歳未満児		3歳以上児	
国	市		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	B	市民税非課税世帯	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円
		※	0円	0円	0円	0円
③	C	市民税課税世帯	12,000円	11,800円	10,000円	9,800円
		※	11,000円	10,800円	9,000円	8,800円
④	D1	市民税所得割額 50,000 円未満	18,000円	17,700円	15,000円	14,800円
	D2	市民税所得割額 50,000 円以上 97,000 円未満	24,000円	23,600円	22,000円	21,700円
⑤	D3	市民税所得割額 97,000 円以上 133,000 円未満	30,000円	29,500円	25,000円	24,600円
	D4	市民税所得割額 133,000 円以上 169,000 円未満	36,000円	35,400円	26,000円	25,600円
⑥	D5	市民税所得割額 169,000 円以上 235,000 円未満	43,000円	42,300円	27,000円	26,500円
	D6	市民税所得割額 235,000 円以上 301,000 円未満	47,000円	36,200円	28,000円	27,500円
⑦	D7	市民税所得割 301,000円以上	51,000円	50,200円	29,000円	28,600円

※印は、「母子家庭等」「在宅障害児を有する世帯」
※ 保育短時間の利用者負担額は、国の基準に従い保育標準時間の額の△1.7%を基本としている。
※ 上記保育料基準額から一律4,500円を減額する。

- ◎ 保育標準時間：7時～18時までの保育(11時間)
- ◎ 保育短時間：8時30分～16時30分までの保育(8時間)
- ◎ 保育短時間利用の延長料金：30分100円